

(公印省略)
砂第1660号の3
令和7年3月25日

兵庫県行政書士会会長
一般社団法人兵庫県建設業協会会長
公益社団法人兵庫県建築士会会長
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会会長
一般社団法人兵庫県測量設計業協会会長

} 様

兵庫県土木部砂防課長

土砂災害警戒区域等の指定及び指定の改正について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり新規指定、指定の改正をしましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 指定または改正地区
 - ・指定
朝来市山東町大内 大内中(2)地区
 - ・改正
養父市大屋町若杉 若杉(10)Ⅱ地区ほか
- 2 指定または改正区域数及び公示日等
 - (1) 土砂災害警戒区域
 - ・新規指定 1箇所（急傾斜地の崩壊1箇所）
令和7年3月25日兵庫県告示第212号
 - ・一部改正 2箇所（うち急傾斜地の崩壊2箇所）
令和7年3月25日兵庫県告示第216号、第217号
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
 - ・新規指定 1箇所（急傾斜地の崩壊1箇所）
令和7年3月25日兵庫県告示第224号
- 3 公示の相談窓口（関係土木事務所）
但馬県民局養父土木事務所管理課（電話：079-662-2173）

砂防課管理班 杜川 電話 078-341-7711(代) 内線 75285 (4463)
--